

## 2018年度税制改正

税理士法人 土屋会計事務所 代表社員・税理士 土屋 進

2017年12月14日に与党自民党から税制大綱が発表され、3月末にこの改正法案が国会を通過する予定です。

今回の税制改正では、少子高齢化の克服に向けて「生産性革命」と「人作り革命」を実現するため、さまざまな措置が講じられました。

今回は、中小企業における事業承継税制の拡充と賃上げ・生産性向上のための措置について述べたいと思います。

### 1. 中小企業者の事業承継税制の特例の創設

○今までの会社を誰かに引き継ぎ、会社を存続させて継続していくことが重要だという国の政策のもと、税制面から日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上を図ることを目的とした税制が現行制度とは別に新たに創設されました。

○そこで、事業承継で一番問題となるのは、自社株(非上場株式)の相続・贈与に係る相続税・贈与税の負担です。そこで、後継者が自社株(非上場株式)を相続・贈与で取得した場合それらに係る相続税・贈与税全額を猶予(承継時に負担がゼロ)することができるようになりました。

	(現行制度)	(特例)
(1) 猶予対象株式数	発行済み株式数の2/3	全株式
・納税猶予割合	発行済み株式2/3に係る税金の80%	100%
(2) 贈与者	代表者のみ	代表者以外も可
(3) 雇用要件	5年で8割の雇用維持	要件緩和
(4) 経営環境の変化に 応じた減免制度	なし	創設
(5) 相続時精算課税 贈与	推定相続人等後継者のみ	推定相続人等以外も可
・対象者	筆頭株主	最大3人まで

(適用期間) 2018年1月1日から2027年12月31日まで

(1) 「特例後継者」が、「特例認定承継会社」の代表権を有していた者から贈与等により「特例認定承継会社」の非上場株式を取得した場合、取得した全ての非上場株式に係る贈与税・相続税の全額を「特例後継者」の死亡の日等まで納税を猶予する。

(2) 「特例後継者」が「特例認定承継会社」の代表者以外の者からの贈与等により「特例認定承継会社」の非上場株式を取得した場合も(1)の適用がある。※特例承継期間(5年)内に贈与等に係る申告書の提出期限が到来するもの限定

(3) 5年間の雇用平均が8割未達でも猶予は継続※5年平均8割を満たさなかった場合はその理由を記載した書類を都道府県に提出、経営悪化が原因の場合等には、認定支援機関による指導助言の必要

(4) 「経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合、特例承継期間後(5年)経過後納税猶予税額を、その時点での株式評価額で納税額を再計算し納税の一部を免除※「特例認定承継会社」の非上場株式を譲渡するとき、合併により消滅、解散したとき

(5) 「特例後継者」が贈与者(60歳以上)の推定相続人以外の者(その年の1月1日で20歳以上)であっても相続時精算課税制度の提供対象となる。※贈与者の子や孫でなくてもよい。

(2018年度 経済産業関係 税制改正について)

### 用語の説明

○「特例後継者」…下記の全ての要件を満たす者

① 「特例承継計画」に記載された「特例認定承継会社」の代表権を有する後継者

② 同族関係者と合わせて「特例認定承継会社」の総議決権数の過半

数を有する者

③ 同族関係者のうち、「特例認定承継会社」の最も多く有する者

④ 「特例承継計画」に記載された後継者が2名又は3名以上の場合は議決権数において上位2名又は3名の者

⑤ 総議決権数の10%以上を有する者

○「特例認定承継会社」

① 2018年4月1日から2023年までの間に「特例承継計画」を都道府県に提出

② 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受ける

○「特例承継計画」

① 「認定経営革新等支援機関」の指導及び助言を受けた「特例認定承継会社」が作成した計画

② 当該会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載

○「経営環境の変化を示す一定の要件」

① 直前の事業年度終了の日のうち、2年以上、赤字又は売上高が前年より減少。有利子負債の額が売上高の6か月分相当する額以上

② 当該会社の事業に属する業種に係る上場株式の株価が、前年1年間の平均より下落

③ 経営を継続しない特段の理由がある

○「認定経営革新等支援機関」

税務、金融及び企業財務に関する専門的知識を有し、これまで経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っているといった機関や人(金融機関、税理士、公認会計士、弁護士など)を、国が「認定経営革新等支援機関」として認定しています。

### 2. 所得拡大促進税制の改組

現行の制度を緩和・簡素化し、思い切った賃上げや人材投資・生産性向上の取り組み中小企業に対して、大幅な税政上の支援をする措置が講じられました。

○適用時期…2018年4月1日～2021年3月31日までの間に開始する事業年度

(1) 下記の要件を満たせば

(給与等支給額の総額-前事業年度の給与等支給総額)×15%の金額を税額控除(本来の税額からマイナスできる) ※法人税額の20%限度

① 給与等支給総額が2012年度から3%以上増加(改正前)→給与等支給総額が前事業年度以上増加

② 平均給与等支給総額が前事業年度の平均支給総額より増加(改正前)→平均給与等支給総額が前事業年度の平均支給総額の1.5%増加

※平均給与等支給総額=継続雇用者への給与等支給総額÷給与等を支給する継続雇用者数

※継続雇用者…当期と前期の全期間の各月において給与等の支給がある国内雇用者で一定の者(中途入社や当期に退職した者は除外)

(2) 上乗せ措置

平均給与等の増加額が2.5%以上の中小企業者については、下記のいずれかの要件を満たした場合25%の税額控除ができる。

① 教育訓練費の額が前事業年度よりも10%以上増加していること

② 事業年度終了の日までに、中小企業等経営力強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画が確実に実行されたものとして照明がされたこと

(経済産業省 2018年度税制改正より抜粋)

※設立事業年度は対象外

※前3事業年度の平均所得が15億円以上の中小企業者は対象外  
他にも改正項目がありますが、詳細等は顧問税理士等にご相談ください。